大手前大学 通信教育部 現代社会学部 現代社会学科

B

※受験番号（本学記入欄）	

専修学校専門課程修了（卒業）証明書

本証明書・成績証明書を作成していただくご担当の方へ

作成していただく上での参考資料、お願い事項を裏面に記載しております。ご確認いただきますようお願いいたします。

フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	（西暦） 年 月 日

専 修 学 校 名	学校 科 課程
（校名変更があった場合の現時点での校名）	学校 科 課程
専修学校設置認可年月日	（西暦） 年 月 日
上記学科・課程認可年月日	（西暦） 年 月 日
在学期間	（西暦） 年 月 日 入学 年 月 日 いずれかに☑印をつけてください □ 修了（卒業） □ 修了（卒業）見込み
資格基準	下記の資格基準をすべて満たす者である。 1．修業年限が２年以上である。 2．課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上である。 3．当該専門課程の入学資格が大学入学資格を有する者である。

大手前大学長 殿　　西暦 年 月 日

上記の者は、本校において資格基準に定める大学編入学資格を有する者であることを証明する。

学校所在地

学 校 名

学 校 長 名　　印

本証明書・成績証明書を作成いただくご担当の方へ

専修専門課程およびその他の学校の編入学資格について（参考資料）

1．貴校の専門課程への入学が、高等学校卒業またはそれと同等以上であれば編入可能です。

2．専門学校としての認可があれば編入可能です。
本学では、昭和51年（1976年）以前に設置された専門学校につきましても、専門学校としての設置許可が昭和51年（1976年）以降で、資格基準（１～３）を満たしている場合は編入学を認めます。
（例）昭和48年（1973年）に各種学校として設置→昭和51年（1976年）に専門学校として設置許可あり

3．職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校等の職業能力開発施設は、労働省所管の職業能力開発促進法に基づく訓練施設であり、学校教育法に基づく『学校』とは、全く異なる性格の施設です。したがって、職業能力開発施設からは大学に編入学することはできず、また一般的には学士の学位の取得等もできません。　（文部省通達10生生第８の６号）